

平成23年度第2回宮城県多文化共生社会推進審議会 会議録

日時) 平成23年12月1日(木)
午後1時30分から午後3時まで
場所) 宮城県庁9階 第一会議室

■出席委員(50音順)

阿部実智代委員, 李仁子委員, 市瀬智紀委員, 加藤亨二委員, 金東暎委員, 小関一絵委員,
末松和子委員, 古山しづ江委員, 宮澤イザベル委員

■県側

河端章好経済商工観光部長, 千葉隆政国際経済・交流課長, 千葉章国際経済・交流課副参事兼課長
補佐(総括)

【開 会】

司会) 本日は, 御多忙のところ「平成23年度第2回宮城県多文化共生社会推進審議会」に御出席いただきありがとうございます。会議に先立ちまして, 経済商工観光部長河端の方から本日御出席の委員の皆様へ委嘱状を交付いたします。お名前をお呼びいたしますので, その場で御起立願います。順番は, 五十音順でお呼びいたしますのでよろしくお願いいたします。なお, 本日宮城労働局の藤波委員につきましては, 欠席となっております。

(委嘱状の交付)

皆様の任期は, 本日から2年間となっておりますので, どうぞよろしくお願いいたします。それでは, ただ今から平成23年度第2回宮城県多文化共生社会推進審議会を開催いたします。まず開催にあたりまして, 宮城県経済商工観光部長河端章好より御挨拶申し上げます。

【あいさつ】

河端部長) 宮城県経済商工観光部長の河端でございます。

本日は, お忙しい中, 「宮城県多文化共生社会推進審議会」に御出席賜りまして, 誠にありがとうございます。

ただいま, 村井嘉浩知事名の委嘱状をお渡しさせていただいたところでございますが, 皆様方には, 当審議会の第3期目の委員として, 今後, 多文化共生社会推進計画の改訂, 多文化共生施策等, さまざまな御意見を頂戴しながら審議会を進めて参りたいと思っておりますので, どうぞよろしくお願いいたします。

本県の多文化共生施策につきましては, 平成19年度の条例制定, 平成20年度の推進計画の策定, また, 推進計画に基づいた「意識の壁の解消」, 「言葉の壁の解消」, そして「生活の壁の解消」という3つの壁の解消に向けた事業の実施を進めてまいりました。

今年3月の東日本大震災では, 本県は甚大な被害を受けたところでございますが, この10月に県議会の承認をいただきましたが, 震災復興計画を策定し, 今後10年間で復興を成し遂げるべく施策を推進していくことを考えております。最初の3年間で復旧期と位置づけておりますが, この3年間で我々にとって勝負所になるのではないかと考えております。

多文化共生に向けた取組につきましても, 震災復興計画の中に位置づけており, 外国人県民の方々が, 日本人県民と同様, 安心して暮らすことができるよう, また, それぞれの地域で活

躍していただくことができるよう、これまで以上に一層推進してまいりたいという考えを持っております。市町村をはじめ関係機関、事業者、県民等が一体となって取り組んでいくよう努めてまいりたいと考えております。本日は、お手元の次第のとおり本県の多文化共生施策についての御説明をさせていただきたいと考えております。委員の皆様には、忌憚のない御意見を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

震災後8か月を過ぎまして、私も先週気仙沼、石巻に参りました。議会がこの月曜日から始まっておりますが、議会前に必ず気仙沼、石巻、南の方も参りますが、がれきの処理は進んできております。ただし、どうしても地盤沈下している地域については、海水が入ってきており、これから復興を成し遂げるために沿岸地域は土地のかさ上げ、土地利用、都市計画といったものが進まない住居のみならず産業も復興しない。高台移転の問題もありまして、復興には少し時間がかかるかとみております。

被災者に対するバックアップについては最大限進めてまいりたいと思います。私どもは経済商工観光部という幅広い経済面の分野を持っております。総力を挙げて施策を進めて参りたいと考えております。皆様方の復興に向けた御協力、御理解を賜りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

ただいま議会中のため、途中で中座させていただきますが、ぜひ忌憚のない御意見をいただければと思います。本日はお忙しいなか本当にありがとうございます。簡単ではございますが、以上で、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

司会) それでは、委員に就任された皆様から一言御挨拶をいただきたいと思います。恐れ入りますが、時間の都合がございますので簡単をお願いします。順番は、辞令交付をさせていただいた順番でお願いいたします。

阿部委員) 仙台市立八幡小学校でいわゆる国際学級を担当しております阿部実智代と申します。どうしてこの審議会に委員になったのかという感じはないことはないのですが、校長からは現場の意見をきちんと伝えてくるようにと言われ、お引き受けいたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

李委員) 東北大学の李仁子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。この審議会の前進である懇話会から、全国でも有名な「多文化共生社会の形成を推進するための条例が生まれたということ」を聞いております。さらに、来年になりますが「日本女性会議」という会議があり、仙台市で開催されるのですが、多文化共生の部会があり、つい最近ですが、その部会を担当させていただくことに決まりました。審議会での御意見や行われる事業など、そういったものを勉強させていただき、その部会を準備するのに勉強になればと思っております。どうぞ2年間よろしくお願いいたします。

市瀬委員) こんにちは。宮城教育大学の教員の市瀬と申します。国際理解教育センターというところで仕事をしております、日本人の子どもと外国籍の子どもに関わる多文化理解についていろいろ考えさせてもらっております。このたび、3.11の震災があつて、大学でも教育復興支援センターというものができ、そちらの教員もやっております、教育全体でどうやって復興を図っていったらよいかということではがんばっていかなければならないと思つているところです。今日は、いろいろ現場のお話やたくさんの情報をお持ちの方々とお知り合いになればいいなと思つております。

加藤委員) 皆さんこんにちは。宮城県商工会連合会の加藤と申します。今回審議会に再任ということでございますが、最初の2年間は、多文化共生社会とは何かということで勉強させていただきました。これからまた、皆さんと一緒に多文化共生社会を推進していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

金委員) 行政書士の金と申します。普段は仕事で外国人の在留資格、国際結婚の国籍の手続などの仕事をさせていただいております。私は在日韓国人二世でして、宮城県にある韓国民団の副団長もやっております。民団の方も今までの在日同胞の保護活動だけでなく、地域での共生を主眼において活動しています。この震災では、各地で婦人会や青年会と一緒に炊き出し活動をしたり、地域の韓国籍の奥さんがたくさんいらっしゃるの、一緒に活動しているところです。これから2年間よろしく願いいたします。

小関委員) 小関一絵と申します。出身は中国です。中国で歯科大学を卒業して5年間歯医者の仕事をし、留学で日本に参りました。日本の大学院を卒業して、アメリカでさらに研究して、結婚で日本に戻って来たのです。中国、日本、アメリカの3か国で暮らし、国際結婚をしました。主人も日本人です。多文化共生という言葉はそんなに聞き慣れていないのですが、資料を見たところ、普段何気なくやっていることが多文化共生に関わっていることなのかなと感じました。仙台に来たばかりの時に、災害時通訳ボランティアに登録して、7年間、日ごろの防災訓練や多言語でのラジオ放送などに参加させていただきました。現在は、県の国際交流協会のみやぎ外国人相談センターで10月から相談員をやらせていただいております。母国語教育については、インカ中文学校で、日曜日に子供たちに教えています。何気ない、小さな事が多文化共生として関わっている事と感じています。よろしく願いいたします。

末松委員) 東北大学大学院経済学研究科の末松と申します。よろしく願いいたします。本年度から初めて審議会に加えていただくことになりました。私の所属は経済学研究科なのですが、専門は異文化間教育、若しくは言語教育で、私が日々活動している中で、いろいろ感じたこと、考えたことを皆さんにお知らせしていければいいなと思い、非常に楽しみにしておりますのでどうぞよろしく願いいたします。

古山委員) 古山しづ江と申します。今年の3月まで県の女性相談センターで働いておりました。3.11の震災の時は、入所者もあり、かなりいろいろなことがありましたが、その後少しぼーっとしておりましたところ、お声がかかりました。これから皆様と一緒にいろいろなことを勉強していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

宮澤委員) 初めまして。私は宮澤イザベルと申します。フランス人で17年前に日本に参りました。主人が日本人のため日本に参りましたが、最初は日本語が全くわからず生活に慣れながら勉強しました。多文化共生というところでは、みんなと一緒に暮らしている中で、できることがあれば何かやりたいという気持ちが増えってきました。元々医師なので、こちらでも仕事ができるようになってから、少しでも非常勤の仕事をしてはいますが、残りの時間は、他のまだ日本語がわからない人たちに伝えたり、話を聞いてあげたりしています。特に病院に関わることや、健康、保健、母子保健に関わることに興味があります。この審議会でもそれらについて、どのようにすれば利用しやすいかということを考えていただければと思います。よろしく願いします。

司会) どうもありがとうございました。それでは、事務局を御紹介いたします。

国際経済・交流課課長千葉隆政でございます。国際経済・交流課総括課長補佐の千葉章でございます。私は、企画・多文化共生班長の水戸でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【会長・副会長の選出】

司会) 本日は、宮城労働局の藤浪委員が欠席となっておりますが、本審議会は、10名の委員により構成されており、9名の御出席をいただいておりますので、多文化共生社会の形成の推進に関する条例第17条第2項に定める全委員の過半数の御出席をいただいておりますので、本日の会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

次に、審議会の会議の公開・非公開について御説明させていただきます。県の情報公開条例に基づき、本審議会の会議も公開することが原則となっております。

なお、個人情報等の非開示に該当する情報が含まれる会議等を行う場合、あるいは会議の公正かつ円滑な運営を確保するために必要な場合は、委員の皆様の三分の二以上の賛成をもって会議の全部または一部を非公開とすることが可能とされており、非公開が適当とされるケースが発生した場合は、その都度、非公開の措置の要・不要を決定いただき、非公開の措置とすることも可能となっております。

それでは、議事に入りますが、正副会長が選任されておられませんので、選出をお願いします。会長、副会長は、条例第16条第1項の規定に基づき、委員の互選により選出することとなっておりますが、いかがでしょうか？

加藤委員) 事務局案はありませんか。

司会) ただいま、事務局案はというご発言がありましたが、事務局の方ではいかがでしょうか。

千葉課長) 事務局では、会長を宮城教育大学の市瀬委員に、副会長を東北大学の末松委員にお願いしたいと思います。

司会) ただいまの事務局案についてはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、会長に市瀬委員、副会長に末松委員ということでお願いしたいと思います。市瀬委員、末松委員は、会長、副会長席への御移動をお願いします。

まず、ただいま選任された市瀬会長よりひとこと御挨拶をお願いします。

市瀬会長) このたび会長に御指名いただきまして大変恐縮しておりますが、これまでに引き続きということで一生懸命やらせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

先日、東京外国語大学で多文化共生に関するシンポジウムがありましたが、そこで、宮城県、岩手県、福島県の市や県の国際交流協会の関係者が参加し、全国に向けて復興地域の多文化共生に関する話をしてくださいました。そこでクローズアップされたのは、地震があっても、放射能の問題があっても、地域に根ざし、また、地域を助けていくという東北地方の外国人の姿であり、それが全国に知らされ、浮き彫りになりました。この条例が、そのような方々の精神的、また、様々な生活の面での支柱になっていけばいいなと思います。しっかりやりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

司会) 続いて、末松副会長よりひとこと御挨拶をお願いします。

末松副会長) 末松と申します。初めての審議会の委員で、また、副会長ということで勤まるかどうか若干不安な部分がありますが、皆様のお力をお借りしながら、まずは慣れるというところから始め、それから御貢献できるようにしていきたいと思っております。

先ほど申し上げましたように、私の専門は異文化間教育で、東北大学経済学研究科に世界各国から来ている約200名の留学生のための教育支援、海外へ留学しようと考えている日本人学生のための教育支援が仕事となっています。日本人学生と留学生が互いに学び合うなかで、どのような教育効果がみられるのかということを中心に専門に研究しています。

これまでに、留学生のためのキャリア教育、就職支援に非常に力をいれてまいりました。地域貢献プロジェクトとして、留学生を小学校、老人ホームへ派遣したり、アルバイトをしている留学生のための職場ハンドブックの作成、地域住民となるべく問題なく過ごせるようにということでの住居のためのハンドブックの作成、イスラム学生のためにハラールフードを大学のカフェテリアに提供しようというプロジェクトも行いました。震災後は、留学生の被災地でのボランティア活動を行っております。2、3年前からは、留学生外国人の出産、育児支援のプロジェクトを手がけており今年で3年目になります。そのようなかたちで、留学生、外国人の生活や教育の支援をさせていただいております。私がいろいろこれまで経験してきたことについて、少ない経験ではございますが皆様にご紹介していければと思っております。よろしく願いいたします。

河端部長) 大変恐れ入りますが、ここで中座させていただきます。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

【資料の確認】

司会) ここで、議題に入ります前に本日の資料の確認をさせていただきます。

まず、資料1-1「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」、資料1-2「宮城県多文化共生社会推進計画」、資料1-3「宮城県多文化共生社会推進計画」パンフレット、資料2-1「平成22年度多文化共生社会の形成の推進に関して講じた施策」、資料2-2「平成23年度県民意識調査結果(外国人も活躍できる地域づくり)について」資料3「平成23年度の多文化共生推進事業について」となっております。

また、本日机上に「審議会出席者名簿」、資料1の参考資料としまして「宮城県の外国人登録者の状況」、資料2の追加資料としまして「県民意識調査の概要」、資料4「宮城県震災復興計画」を配布しております。不足している資料はございますでしょうか。

ここからは、条例第17条に基づき、議事の進行については会長にお願いすることとなります。市瀬会長よろしく申し上げます。

【議題1】

市瀬会長) それでは、さっそく議事に入ります。議題1の「宮城県の多文化共生施策の取組状況について」について事務局から御説明をお願いします。

千葉課長) 議題1について、御説明させていただきます。

お手元にお配りしております、資料1-1「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」、資料1-2「宮城県多文化共生社会推進計画」、資料1-3「宮城県多文化共生社会推進計画パンフレット」に基づきまして御説明申し上げます。

宮城県では、平成17年から、多文化共生に関する県の考え方を示す条例制定のため、懇談会による検討を重ね、平成19年7月に資料1-1の「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」を制定しました。

その後、この条例に基づき、この多文化共生社会推進審議会を設置し、多文化共生社会推進計画の策定について諮問・答申の上、資料1-2のとおり平成21年3月に計画を策定いたしました。

この計画では、計画の趣旨、基本理念や基本方針と多文化共生施策の方向性等について定めており、計画の期間を平成25年度までの5ヵ年としています。

なお、計画の内容につきましては、資料1-3の推進計画のパンフレットにより御説明いたします。それでは、表紙をお開きの上、1ページをご覧ください。こちらには、外国人県民等の現況と基本理念がございます。宮城県の外国人県民等の現況につきましては、別紙参考資料の今年のデータに基づき御説明いたします。平成22年末、2010年末現在で、宮城県内の外国人登録者数は、県推計人口の0.7%に当たる16,101人となっています。

その数は、10年前の1.2倍、20年前と比べ2.2倍に増加しております。2ページをご覧ください。国籍別では、中国、韓国・朝鮮、フィリピン籍の順となっており、在留資格別では、永住者が最も多く、次いで留学、特別永住者、日本人の配偶者等の順となっております。

本県の特徴では、人口比が全国平均の1.7%よりも少なく、国籍は、全国平均と比較すると中国が多く、逆にブラジル籍が少なくなっています。また、在留資格別では、仙台市内に留学生が多いこと、永住や長期にわたって滞在する外国人県民等の方が、各地域に点在しているという特徴がございます。

3ページをお開きください。外国人登録者数のデータは、毎年12月末現在のもの1回の公表となっておりますが、このたびの震災を受け、法務省が今年の6月末及び9月末現在の登録者数を公表しております。これによりますと、県内の登録者数は、6月末で14,016人、9月末で14,003人と昨年12月末から、2千人の減少となっておりますが、震災当初に比べ、減少幅は縮小しております。お手元のパンフレットの1ページにお戻りいただきます。条例に定める多文化共生を進めていく上での基本理念は、国籍や民族の違いにかかわらず県民の人権が尊重され、また、国籍や民族等の違いにかかわらず県民が地域社会に参画できること、県、市町村、事業者、県民等が適切に役割を分担し、共同して取り組むこととしております。

また、2ページをご覧ください。県内の外国人県民等を取り巻く現状と課題としては、ひとつには、理解の不足・認識の低さがあり、これを「意識の壁」ととらえ、また、コミュニケーションの困難さや学習の機会の不足を「言葉の壁」ととらえるとともに、家族問題の増加・複雑化や雇用の困難さなど活躍の場の不足を「生活の壁」ととらえております。さらに、製造業の企業進出に伴う外国人県民等の増加への対応を「将来の課題」としてしております。これらの解消を図るものとして、現在、多文化共生施策を進めております。

続いて、パンフレット内側の4ページ、5ページをご覧ください。施策の方向性と事業の取組方針を掲載してございます。

施策1として、「適切な役割分担と協働の推進」、施策2として「情報面からの生活の安全・安心の確保」、施策3として「地域社会への適応力向上」、施策4として「家庭生活の質の向上」、施策5として「能力発揮の促進」、施策6として「共生する体制の構築」を掲げております。

それぞれの項目ごとに実施すべき施策として、記載のとおりの方針を講ずることとしており、また、それぞれの取組について、黄色の枠内の数値等を評価の指標とし、5年後の目標値を設定しています。

具体的な取組については、資料2-1「平成22年度多文化共生社会の形成の推進に関して講じた施策」で御説明申し上げます。

なお、先ほど申し上げましたとおり、本推進計画は平成25年度までとなっておりますので、24年度から改訂作業を行うこととしており、この審議会において御審議いただくこととしておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、平成22年度に講じた施策の説明に入らせていただきます。今回御提示させていただいた内容は、「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」第21条の規定に基づくものでございまして、この規定に基づき、9月県議会産業経済委員会で報告を行っているものでございます。それでは資料2-1の2ページをお開きください。

まず、「意識の壁」の解消を図るための取組でございます。

シンポジウム開催事業でございますが、県民への意識啓発、地元市町村と国際交流協会等との推進体制の強化を図るため、多文化共生シンポジウムを2カ所で開催し、利府町において11月、名取市において2月に開催いたしました。開催日時やプログラムにつきましては、ご覧のとおりでございますが、2会場で合わせて約130名の方々に御来場いただきました。

続きまして、4ページをお開きください。

啓発ツール作成事業でございますが、全部で記載のとおり4種類の啓発物品を作成し、多文化共生シンポジウムや各種研修会などでの掲示や配布を行い、少しでも多くの方々に多文化共生への関心を寄せていただくよう努めました。「多文化共生社会推進計画」のパンフレットにつきましては、22年度は、本日お配りしているパンフレットでございますが、取組の実績などを盛り込んだ内容に更新し、日本語版のほか、英語版、中国語版についても作成いたしました。県のみならず、市町村やボランティア団体などが主催する研修会等でも説明資料として御利用いただいているものと伺っております。

次に6ページをご覧ください。

市町村等研修会開催事業でございます。この研修会は、市町村や国際交流協会の施策促進を図る目的で開催しており、22年度は、李仁子先生の日本語講座の役割について考える講演や、講座開設の事例の紹介をいただき、日本語講座の拡充を促すことを目標として開催いたしました。

続いて7ページをご覧ください。

ここからは、「言葉の壁」の解消を図るための取組になります。まずは、災害時通訳ボランティア整備事業でございます。

この事業は、県内で大規模災害が発生した際に、被災地からの要請に応じ、必要な言語の通訳ボランティアを派遣できる体制を整備するもので、ボランティアの確保、養成、派遣に関する事務は宮城県国際交流協会に委託しております。22年度末までに87名のボランティアの方々に御登録いただき、14言語での対応が可能となりました。

震災発生後は、宮城県国際交流協会に外国人からの相談が殺到したことから、国際交流協会に、電話相談対応のため3名の中国語の通訳ボランティアを派遣しました。

なお、4月には、石巻市と東松島市へ、米軍の入浴サービス時の対応として、英語の通訳ボランティアを派遣しております。

続いて8ページをお開きください。

災害時外国人サポート・ウェブ・システム運用事業でございます。この事業は、県の総合防災情報システム（MIDORI）から、気象や地震、津波に関する情報の提供を受け、その内容を英語、中国語、ポルトガル語、韓国語、日本語に自動翻訳し、専用WEBサイトに自動掲載するとともに、その情報を登録者のパソコンや携帯電話に自動でメール配信を行うというサービスでございます。

これまでに2,923件の利用登録があり、うち外国語登録件数は149件となっております。震災後、メールの配信稼働が不安定となるなど、非常時における安定的な稼働が困難であると判断したことや、ほとんどが日本語での利用登録となっており、日本語に不自由な外国人県民等の支援のためという事業目的とは異なった利用実態となっていることなどから、3月末日をもってシステムの運用を休止いたしました。

さらに、毎年度の維持費、システム改修経費等の費用対効果の観点から、このシステムに代わる取組を検討する必要があると判断したことによるものでございます。

今後は、外国人県民等に対する防災意識の普及・啓発に努めるとともに、新たな効果的な取組を検討していくこととしております。

次に9ページをご覧ください。

災害時多言語支援ツール作成事業でございます。災害時に必要となる各種情報を多言語で表示したシートで、21年度に作成し各市町村に配布しておりましたが、22年度はこの内容充実を図るため、56種類の追録シートを作成し、追加配布いたしました。

なお、震災が発生したことにより、配布済みのシートが使用不可能となった市や町があったことから、改めて追加での送付を行いました。

続きまして、10ページをお開きください。

総合防災訓練参加事業でございますが、昨年度の9.1総合防災訓練は、栗原市で開催され、91団体の参加となりました。訓練には、宮城県国際交流員や災害時通訳ボランティア等を派遣し、プログラム進行時の多言語でのアナウンスや、外国人被災者と通訳ボランティアのロールプレイ等の訓練によりボランティア技能向上を図りました。参加機関に対しては、多言語化支援など外国人被災者に対する配慮の必要性についての認識を持っていただく機会となったと考えております。

続いて11ページをご覧ください。

ここからは、「生活の壁」の解消を図るための取組でございますが、まずは、外国人相談センター設置事業でございます。

宮城県国際交流協会内に「みやぎ外国人相談センター」を設置し（委託事業）、外国人県民やその家族等からの相談に対応しております。21年度までは日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語の5ヶ国語で対応しましたが、22年度からは、新たにタガログ語による対応を開始しました。下のグラフにありますように、相談件数は年々増加してきており、平成21年度は420件の相談に対応いたしました。通常、ポルトガル語やタガログ語については、それぞれの言語の対応曜日があり、時間帯については平日の日中ということで設定しておりますが、震災発生後は、緊急体制として、各相談員に携帯電話を支給して、毎日すべての言語で、午前9時から午後8時まで対応できるようにいたしました。

22年度の対応件数は、震災後の相談が急増したため、1,384件となっております。相談内容につきましては、震災関連が約8割、次いで、家庭生活に関するもの、医療保健福祉、暮らし、在留資格という順となりました。震災関連につきましては、対応件数は1,069件で、主な相談内容は、震災直後は、安否確認、県外国外への移動手手段の問合せが多く、以後、住宅や仕事に関する相談、家族間の問題等の相談が寄せられました。

また、センターを委託している、県の国際交流協会では、3月20日から4月上旬まで、沿岸部の被災市町を中心に19市町を訪問し、避難所巡回を実施して外国人やその家族からの相談にも対応しました。

続いて12ページをお開きください。

相談窓口対応研修会開催事業でございます。22年度は、市町村、国際交流協会、日本語講座ボランティア、保健福祉事務所、地方振興事務所の県民サービスセンターの職員等を対象とし、外国人県民等と接する機会が増えている職員の対応技術向上を図るための研修会といたしました。登米市の窓口開設、相談対応事例について紹介をいただき、それぞれの窓口での今後の対応の参考とさせていただきます。

以上が、平成22年度に講じた多文化共生施策でございます。

続きまして、宮城県多文化共生社会推進計画で定める5つの評価指標の進捗状況について御説明いたします。

それでは、14ページをお開きください。

評価指標1は、県民意識調査の項目のうち、推進計画の指標となっている「外国人県民も活躍できる地域づくり」に対する重視度、この取組を今後行っていくことがどのくらい重要と考えるか、ということでございますが、「重視する」と回答した割合、これは「重要」と「やや重要」との回答を合わせた結果でございます。

目標設定は、記載のとおりH25年で60.0%となっており、平成21年の進捗状況は45.6%でしたが、平成22年は県民意識調査が実施されなかったため、指標はございません。

なお、参考として、資料2-2としまして、10月に公表されました平成23年の県民意識調査のうち、この指標となっている「外国人も活躍できる地域づくり」に関する調査結果が掲載されておりますのでご覧ください。

この中の314ページに詳細の結果がございますが、「重視する」と回答した割合が40.3%となり、2年前の調査結果である45.6%より5.3ポイント減少しております。

一般の県民の方々に対する多文化共生社会に関する啓発については、多文化共生に関するシンポジウムの開催、啓発ツールの作成・配布等をとおして行っておりますが、参加者・利用者が多文化共生に関わる方々を中心となっているのが現状でございます。今後は、一般の県民の方々に対する啓発についての効果的な実施方法を検討しながら進めてまいりたいと考えております。

続いて、評価指標2「多言語による生活情報の提供実施市町村数」でございます。

平成22年度の進捗状況は7市町と、21年度も同様でございます。新たに提供を開始したところはございませんでした。

続いて、15ページをご覧ください。

評価指標3「日本語講座開設数」でございます。南三陸町の講座が廃止となり、その後復活の計画もありましたが、震災の影響により廃止の状況のままとなっております。続いて、評価指標4「外国人相談対応体制を整備している市町村数」でございます。

平成22年度の進捗状況については、新たに登米市で整備され、合計5市町村となりました。登米市では、22年度4月から、英語、中国語、韓国語による相談体制を始めているということでございます。

最後に、16ページをご覧ください。

評価指標5「永住者の求職者に対する就職率」でございます。

平成22年度の進捗状況について、これは平成21年度の実績を用いておりますが、雇用情勢全般の改善により、前年度17.2%から4.9ポイント改善し、22.1%となっております。

なお、参考までに、平成22年度の実績がかっこ書きで記載されておりますが、これは平成23年度の進捗状況として用いることとなりますが、既に出ておりまして、それによると永住者の就職率は21.7%となっており、若干低下するということとなります。

17ページには、先ほども御説明いたしましたが、東日本大震災における対応についてまとめて記載してございますので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、資料3をご覧いただきたいと思っております。平成23年度の多文化共生社会推進事業について記載しております。県では、震災後、震災関連の緊急度の高い事業を優先させるということで、今年度、一部の事業を休止しております。

多文化共生社会の推進に関する事業に関する執行中及び執行予定の事業については、上段の表のとおりでございます。

「言葉の壁」解消事業としましては、当審議会の運営と、昨年度の審議会でもご意見をいただいた「多文化共生社会推進連絡会議」の実施事業でございます。連絡会議の実施につきましては、関係機関をネットワークで結ぶ組織をつくり、多文化共生社会の推進体制の整備を図ることを目的としております。今年度の実施予定としましては、震災の体験を踏まえた災害時の情報提供のあり方について議論をする場を設けたいと考えております。

次に「言葉の壁」及び「生活の壁」解消事業でございます。

これらの事業については、宮城県国際交流協会へ委託している災害時通訳ボランティア整備事業、外国人相談センター設置事業を継続することとしております。

次に、多文化共生シンポジウムなど本年度休止した事業を、下段に記載してございます。

議題1の内容につきましては、以上でございます。

市瀬会長) どうもありがとうございました。最初に多文化共生社会推進計画の御説明をいただき、平成22年度の推進事業について並びに評価指標の進捗状況についての御説明、最後に、平成23年度の推進事業の実施、休止事業について御説明をいただきました。たいへん盛りだくさんの内容となっております。初めて委員になられた方が多いのですが、今の説明の内容について、まず、事実の確認など御質問がございましたらお願いいたします。

指標については、社会情勢の変化もありますし、推進計画の事業についての予算、特に宮城県では震災があった関係でいろいろ地域社会が変化したということもあるかと思っております。

金委員) 資料2-1の11ページ、生活の壁解消の事業ということで通常行っているみやぎ外国人相談センターの事業ですが、平成22年度の相談件数は1,384件と急激に増えています。これは震災に関する相談が多かったためだと思われそうですが、震災以外の相談件数はどのくらいあったのか教えてください。

千葉課長) 全体の件数が1,384件で、そのうち1,069件が震災関連であったので、差し引き315件が震災以外の相談となっております。

市瀬会長) そのほかの御質問がありましたらお願いいたします。

李委員) 今の質問に関連していますが、外国人相談センターへの相談は、今後減っていくということになるのでしょうか。

千葉課長)平成22年度の相談件数は、震災関連が急激に増加しておりますが、最近の動向を見ますと、震災関連の相談は少なくなってきておりますので、平成22年度よりはかなり少なくなると思われれます。だいたい21年度と同じペースになってくると予想しています。

李委員)今年度執行予定の事業の中で、外国人相談センター相談員加配事業というものがありますが、これは、震災後に急激に相談が増えたために相談員を増やすこととしたのか、ということについて教えてください。

千葉課長)この加配事業については、震災とは別に、フィリピン出身の方が多ことから、タガログ語の相談体制の強化を中心としたものとなっております。震災関連の相談が落ち着いた後についても、当面はこの体制を続けていく予定としております。

宮澤委員)相談については、内容によっては専門性の高いものがあると思います。相談センターが充実されていることは大変ありがたいことですが、各行政の窓口とか、保健所などで、どのぐらい外国人が相談に来て、実は言葉の面で困っていないか、ということは把握できていますでしょうか。

千葉課長)実際そういったケースがあるかと思いますが、そのような内容についての集計を行っておりません。

宮澤委員)相談センターのチラシやポスターなどを見て困ったときは電話されている方もいると思いますが、どこに相談したらよいかわかっていない方もいると思います。外国人の数の多いところは、専門相談の際には、通訳者がついていないということが理想的であると思います。

千葉課長)ただいまお話がありましたとおり、相談が多い場所に通訳の配置ができればということがあるかと思いますが、一定の限界もありますので、さきほどの資料2-1の12ページで申し上げましたが、比較的外国人県民の方と接する機会が多い方々に対して、相談があった場合にどのように対応すればよいかというような研修会を開催し、できるだけ対応体制をとるように行っております。

千葉課長補佐)ただいまの質問に対する補足説明をさせていただきますと、相談センターではトリオフンと呼ばれます三者で通話ができる電話を確保しまして、例えば行政と外国人が言葉の面でうまくいかない場合は、相談センターに電話していただきまして、相談センターの相談員が通訳しながら行政の方と話すというようなサービスを実施しております。ただし、我々が把握している統計の中に、トリオフンを使用したかどうかというデータがございませんので、どのぐらいの数の利用があったかは把握しておりません。また、県の国際交流協会で、例えば、行政の窓口に行きたいが言葉ができないので行けないという場合に、通訳を同行させるということも行っております。経費についてはなかなか国際交流協会だけでは負担できないということで、宮城県の方でも一部予算化しております。通訳の方の交通費、謝礼を予算化しておりますが、ここ数年はほとんど予算執行の要請がないという状況でございます。窓口などで困るという場合には、さきほどの相談センターの通訳などで対応する、また、金先生はよく御存知かもしれませんが、いろいろな言葉ができる専門家に相談するように案内するといったようなことで対応しているとのが実態となっていると考えております。

市瀬会長) ただいま、相談窓口に関する御質問、回答をいただきました。外国人の方が相談窓口に来た際に専門の方、外国語がわかる方へ案内する、振り分けるということが一つ、また、外国人の方にいかに相談窓口があることを教えるのか、市町村における相談窓口をいかに充実、整備していくかなどいくつかの側面があるかと思えます。このあたりを意識しながら相談業務に当たっていかねばならないと思えますが、何かございますでしょうか。

小関委員) 私は、県の国際交流協会で10月から相談センターの中国語相談員をしております。震災関連は相談が多かったのですが、10月から2か月毎週木曜日に務めておりますが、まだ相談件数は2件しかありませんでした。内容は交通事故関連など他の内容でしたが、専門職ではないのでアドバイスを行うよりも、交通整理といういろいろな窓口を案内すること、コンタクトを取ることが役目と考えております。

市瀬会長) どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。御質問がなければ次の議題に入りたいと思います。

議題2は、宮城県の震災復興計画とそれに関する多文化共生施策についてということでございます。事務局から説明をお願いいたします。

【議題2】

千葉課長) 次に、議題2 宮城県震災復興計画についてでございます。

震災復興計画は、資料4のとおり、今年10月に議会の議決を経て正式に策定されたものです。

資料4でございますが、概要版、復興計画本文、復興計画事業概要書(抜粋)の3つで構成されております。御説明は、本文を使用して行わせていただきます。

まず、復興計画の期間でございますが、本文3ページのとおり、部長が冒頭のあいさつで触れましたように、平成23年度から平成32年度までの10年間となっており、うち25年度までの3年間を「復旧期」、29年度までの4年間を「再生期」、32年度までの3年間を「発展期」として設定しております。

表紙裏の目次にお戻りいただきまして、「分野別の復興の方向性」として(1)環境・生活・衛生・廃棄物、(2)保健・医療・福祉、(3)経済・商工・観光・雇用、(4)農業・林業・水産業、(5)公共土木施設、(6)教育、(7)防災・安全・安心の7つの分野別に区分しております。多文化共生に係る取組につきましては、分野別の(1)「環境・生活・衛生・廃棄物」の、①被災者の生活環境の確保、また、(2)保健・医療・福祉の、③誰もが住みやすい地域社会の構築の2つに記載がございます。

続いて21ページをお開き願います。

先ほど申し上げました(1)環境・生活・衛生・廃棄物の ①被災者の生活環境の確保の部分でございます。

ここで「復旧期」の欄がございまして、被災者への物資、生活拠点の確保のほか、応急仮設住宅の入居者のケア、地域コミュニティの維持・再構築のためのサポート体制についてなどが記載されており、多文化共生関連、外国人という記載の部分でございますが、具体的には、22ページの8行目からの段落の中で「なお、応急仮設住宅の入居者のケアと地域コミュニティの維持・再構築のため、応急仮設住宅にはコミュニティスペースを設けるとともに、入居する高齢者や障害者、子ども、外国人などを幅広くサポートする体制を整えます。」と記載を行っております。

具体的な取組としましては、全体の事業を一つにくくった事業名になっておりますが、24ページの「4 地域コミュニティの再構築」のところに、多文化共生推進事業を掲げております。

次に、27ページから記載されている(2)保健・医療・福祉についても30ページの③「誰もが住みよい地域社会の構築」に記載がございます。

この項目の3段落目の「発展期においては、既存制度に基づくサービスに加えて、地域包括ケアシステムや住民主体による地域での支え合いを中心とした地域福祉の取組による支援を積極的に展開し、地域全体で高齢者や障害者、子ども、外国人を支え合う、新しい地域コミュニティの構築を目指します。」と記載しております。

具体的取組としましては、31ページの「3 支え合い地域社会の構築」としての位置づけとして、多文化共生推進事業の記載を行っております。多文化共生推進事業については、復興計画でのこのような位置づけも踏まえまして、今後も進めてまいりたいと考えております。

議題2の内容につきましては、以上のとおりでございます。

市瀬会長) どうもありがとうございました。復興計画の中で、環境・生活・衛生・廃棄物分野の被災者の生活環境の確保、保健・医療・福祉分野の誰もが住みよい地域社会の構築という位置づけで多文化共生推進事業を織り込んでいるということでございましたが、何か御質問などありましたらお願いします。

加藤委員) 復興計画の中に多文化共生社会の推進が入ったことは喜ばしいことですが、復旧期、再生期、発展期と、具体的にどのような事業をどのような形で行うのか、3つの壁の解消に関する事業について、平成23年度は一部の事業を休止したわけですが、これを踏まえて平成24年度にはまた改めて行われるのか、また、プラスアルファの事業を行う考えがあるのかについて教えていただければと思います。

千葉課長) 平成24年度の事業については、現在、予算について審議している段階ですが、我々としては平成22年度まで行っていた事業についてはできるだけ24年度には再開したいと考えております。また、それ以外にも、震災に対応するものとして、防災関連の事業などについて新たに始められればと考えております。

市瀬会長) ただいまの御説明に関連して何かございましたらお願いします。

阿部委員) さきほど一番目に説明いただいた資料3の執行予定の事業について、2番目にあります多文化共生社会推進連絡会議の開催(新)というものについては、これから実施ということでしょうか。現在何か行っていらっしゃるということでしょうか。

千葉課長) これは、平成23年度から新たに始めるというでございます。年度内に会議を開催したいと考えております。

阿部委員) それでは、その事業内容に関して、ネットワーク基盤の強化とありますが、ネットワークを作って実際にどういう団体や個人に参加してもらうイメージなのかお聞かせいただければと思います。

千葉課長) この連絡会議については、一つのテーマでずっと同じネットワークで続けていくということではなく、その時々でのテーマを設定しましてそれに関する関係団体、関係者に集まっていただいてネットワーキングをするということにしております。今年度の予定としては、震災がありましたので、震災関連、災害時の情報のあり方などを議題としてやっていこうと検討しているところでございます。また、以前の審議会でこの事業の話の際に学校にいる外国人児童の教育問題について話として出ておりまして、今後のテーマの候補として考えております。

李委員) 震災が起こってから、外国人の状況が、今までとは少し違っているようなかたちでさまざまな変化が起こっているかと思えます。県の条例では、外国人の主体性、自らが何かができるということについて重視しているイメージがあったのですが、国際結婚し地域にいる女性達が、それまでは助けられる側であったり、自分たちの自助組織などが作れなかったという背景があったと思えますが、震災を機に、自ら動いている姿も見られるという話も聞きますし、あるいは、実際被災地にいったみますとそのような動きがかなり見られます。多文化共生推進事業の中でそれらのサポートなり、拾い上げていくということは考えられるでしょうか。震災という大変な経験がありましたが、その後の新たな動きも出てきているので、復興計画の復旧期、再生期、発展期というような期間を区切ってやっていくなかで、それを拾い上げてどのようにやっていくかということについて今後考えられたらと思っております。

千葉課長) いろいろとお聴きするところでは、外国人の方が震災の際にいわゆる弱者ということではなく、地域に外国人花嫁の方がしっかり溶け込んで、普通に生活して、活躍されているということでございます。また、前回の審議会でご紹介いただきましたが、金先生の方の民団で地域での炊き出しをやっていただくなど、逆に外国人の方がいろいろな場面で活躍されているということについては何らかのかたちで、例えばシンポジウムなどの機会などで皆様に知っていただくということが必要であると考えております。

市瀬会長) 宮城県国際交流協会でもみやぎ外国籍県民大学という事業で、地域の外国人の方の力をいかに活用していくかというような事業を展開されているようでございますが、それと条例との関連ということになるかと思えますが、貴重な御意見ありがとうございました。

それでは、終了時間が3時ということでございますので、「その他」に移りたいと思います。

【その他】

千葉課長) 今後の審議会のスケジュールについて御説明いたします。平成24年度の審議会につきましては、3回の開催を計画しております。第1回目は、7月頃に予定しております。内容については、平成23年度に講じた多文化共生施策について御審議をいただくということで考えております。

平成24年度の後半には、さきほども御説明いたしましたが、推進計画についての改訂についての諮問を行い、審議をお願いしたいと考えております。改訂については平成25年度まで審議を継続し、平成25年11月頃には答申をいただくようなスケジュールで審議をお願いしたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願いたします。

市瀬会長) ただいまの説明について御質問がありましたらお願いします。

加藤委員) 推進計画の評価指標の件ですが、震災の影響で、すべてこの計画の指標を達成できるかという、市町村も大変な時期を迎えておりますし、ほとんどできないということになるのではないのでしょうか。特に就職率についてはとてつもなく不可能な設定となっていると思います。

現時点で、指標の見直しを行う必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

千葉課長) 指標に関しては、正直申し上げてかなり厳しいというのが実態でございます。就職率については、前回の審議会でも話が出ましたが、22年度の数値は、22.1%と日本人とほとんど同じであるのに、目標が43%というのは無理なのではないかという御意見をいただきました。

ただし、一度指標ということで掲げておりますので、指標のみの改訂ということは考えておりません。一方で、なぜ目標から乖離しているのかという分析を審議会でも議論を行い、計画の改訂の際に、例えば新たな設定などの作業を行う必要が考えております。

市瀬会長) 指標の見直しというのは難しいかもしれませんが、それを含めて今後検討していかなければならないと思います。

ここで、時間的には押しておりますが、まだご発言いただいている方、何かございましたらお願いします。

末松副会長) もう一度確認させていただきたいと思いますが、多文化共生社会推進計画と震災復興計画の関係がよく見えておりませんでしたので、簡単に御説明いただければと思います。

千葉課長) 時系列的には、推進計画ができ、今回復興計画ができておりますので、2つの計画の関係としては、震災復興計画の中に推進計画の要素も盛り込まれているといったこととなります。

古山委員) 多文化共生について一般の方に対しての意識啓発がなかなかできなかったという反省点があったということでしたが、反省点を生かした、一般の方に対しての事業を考える必要があると思いますがいかがでしょうか。

千葉課長) 一般の方に対して、いかに多文化共生施策について知っていただくかということについては大きな課題であると認識しています。例えば、推進計画のパンフレットの作成・配布ということでは、多文化共生を知っている人にしか結果として行き渡っていないのではないかという指摘を以前にいただきましたし、パンフレット等を作った際に、いかに普段多文化に関わっていない人に届くようにするかといったところから工夫して参りたいと思っております。

古山委員) 前職の女性相談センターでも啓発ということでリーフレットが皆さんに届けられるかどうかということが課題となっていました。街頭で配布したり、人がいっぱいいる駅とか病院とかでの配布なども考えておりました。皆さんに届けられるよう考えていければと思っております。

千葉課長) どうもありがとうございます。配布した場合、すぐに読まれずにどこかに置かれてしまうというような懸念もありますので、普段関心のない方に目を通してもらい、認識をもってもらうということは、簡単なようで実は非常に難しい問題であると思います。今後、我々もいろいろと考えてまいります。御助言などもいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

市瀬会長) どうもありがとうございました。委員の皆様もリーフレットを周りの方々に普及させるように御尽力、御協力いただければと思います。

それでは、特にご発言がなければここで事務局に進行をお返ししたいと思います。よろしいでしょうか。それでは事務局の方、よろしくお願いいたします。

【閉 会】

司会) 市瀬会長、末松副会長、委員の皆様、どうもありがとうございました。会議の内容をもとに我々も施策を進めて参りたいと思います。本日は、時間にも限りがございましたので、その他御意見、御質問がありましたら御遠慮なくいただければと思います。

それでは、以上で平成23年度第2回多文化共生社会推進審議会を終了いたします。お疲れ様でございました。